

令和6年12月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和6年11月25日(水) 開会 午後2時 2分
閉会 午後2時25分

場所 議会運営委員会室

出席委員 宇田川幸夫委員長

渡辺大副委員長、安藤友貴副委員長

逢澤圭一郎委員、千葉達也委員、吉良英敏委員、細田善則委員、立石泰広委員、

荒木裕介委員、白土幸仁委員、中屋敦慎一委員、小島信昭委員、

水村篤弘委員、木村勇夫委員、深谷顕史委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者 齊藤邦明議長

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

委員長

1 12月定例会の付議予定議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、12月定例会県議会に提案させていただく議案について、説明する。サイドブックの「埼玉県議会令和6年12月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和6年12月定例会付議予定議案件名総括表」である。

12月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算5件、条例9件、工事請負契約の締結2件、訴えの提起1件、事件議決17件の計34件である。

次のページを御覧願う。議案以外では、専決処分報告が1件、環境の状況に関する年次報告が1件の計2件であり、合わせて36件となる。議案の詳細については、このあと企画財政部長から説明するが、私から主なものを説明する。

はじめに、補正予算案については、防災拠点校の体育館における避難者の生活環境の改善を図るとともに、公共事業等の施行時期の平準化及び適正工期の確保を図るなど、当面对応すべき事業について編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は、9億5,707万3千円となった。

次に、条例については、新規条例1件を含む9件である。主なものとしては、旅券法施行令の一部改正を踏まえ、県のパスポート発給手数料について、書面申請とオンライン申請に区分し、それぞれ額を改定するなどの「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」などがある。

このほか、工事請負契約の締結として、埼玉県防災行政無線設備県庁統制局監視制御設備等再整備工事の請負契約の締結に係るものや、事件議決として、流域下水道の維持管理や設置等に要する関係市町の負担額を定めるものなどについて議決を求めるものである。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しを頂いたので、議案等の詳細を御覧いただいている資料により説明する。

それでは、3ページにある資料1「埼玉県議会令和6年12月定例会付議予定議案件名表」を御覧いただきたい。

まず、「予算」であるが、こちらは後ほど資料2で詳しく説明する。

5ページを御覧願う。「条例」について説明する。

1番は、旅券法施行令の一部改正を踏まえ、一般旅券発給手数料の額を改定するとともに、大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、大麻草採取栽培者免許手数料の額を改定等するものである。

6ページを御覧願う。2番は、市町村への権限移譲の推進を図るため、農用地利用集積等促進計画の認可などを新たに移譲するとともに、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する事務など既に移譲している事務について、処理する市町村の拡大などをするものである。

3番は、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、既存の34条例に規定されている「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正等するものである。

7ページを御覧願う。4番は、埼玉県産業技術総合センターに新たに導入した試験研究機器に係る使用料及びその機器を用いた依頼試験に係る手数料の額を定めるとともに、老朽化した試験研究機器に係る使用料及びそれらを用いた依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止するものである。

5番は、中川、綾瀬川等の河川流域が特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、同法と本条例における雨水流出抑制対策に係る目的の違いを明確化するものである。

8ページを御覧願う。6番は、中川、綾瀬川等の河川流域が特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、同法の規定により設置する標識の基準を定めるものである。

7番は、工業用水道事業の健全な経営を図るため、工業用水道料金の額を改定するものである。

9ページを御覧願う。8番は、水道用水供給事業の健全な経営を図るため、水道用水料金の額を改定するものである。

9番は、道路交通法等の一部改正に伴い、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴う手数料の額等を定めるとともに、保管場所標章の交付又は再交付の手数料の定めを廃止等するものである。条例については、以上である。

10ページを御覧願う。「工事請負契約の締結」である。

1番は、埼玉県防災行政無線設備県庁統制局監視制御設備等再整備工事を行うもので、請負金額は22億8,470万円、履行期限は令和8年3月31日までとなっており、契約の相手方はNECネットエスアイ株式会社及び埼玉田中電気株式会社である。

2番は、飯盛川排水機場増設部ポンプ設備製作・設置工事を行うもので、請負金額は15億1,250万円、履行期限は令和9年3月26日までとなっており、契約の相手方は株式会社荏原製作所である。

11ページを御覧願う。「訴えの提起」である。

県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者1名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するものである。

12ページを御覧願う。「事件議決」である。

1番は、令和7年度における本県の宝くじの発売限度額を420億円とするものである。

2番から14ページの7番までは、「指定管理者の指定について」である。6件6施設について、指定管理者の指定を行うものであり、いずれの施設についても、公募により選定し、指定期間は5年間となっている。

8番から15ページの10番までは、「流域下水道の維持管理に要する経費の関係市町の負担額について」である。3流域における流域下水道の維持管理に要する経費について、関係市町の負担額を改定することについて、議会の議決を求めるものである。

11番から17ページの17番までは、「流域下水道の設置等に要する経費の関係市町の負担額について」である。7流域における流域下水道の設置等に要する経費について、関係市町の負担額を改定することについて、議会の議決を求めるものである。議案については、以上である。

次の18ページからは「報告事項」である。

まず、「地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」である。大滝トンネルの本体工事に係る工事請負契約について、工法の変更に伴い、請負金額を変更したものである。

19ページを御覧願う。「年次報告」であり、埼玉県環境基本条例に基づき、令和5年度における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策について、議会に報告するものである。

報告事項については、以上である。

続きまして、補正予算案を御説明させていただく。20ページを御覧願う。資料2「令和6年度12月補正予算案の概要」を御覧いただきたい。補正予算の内容は、資料にあるとおり、(1)から(3)までの三つに整理している。それぞれの詳細は後ほど説明する。

21ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。

今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で9億5,707万3千円の増額、特別会計で54億1,271万7千円の増額、公営企業会計で4億8,138万9千円の減額、合計で58億8,840万1千円の増額となっている。

「2 補正予算の財源内訳」については、今回の一般会計の補正では国庫支出金、諸収入及び繰越金を財源としている。

22ページを御覧願う。「3 補正予算の内容」について説明する。

まず、「(1) 防災拠点校の体育館における避難者の生活環境の改善」についてである。

「ア 防災拠点校への空調設備の設置」については、債務負担行為を設定し、防災拠点校の体育館への空調設備の設置に係る設計について、早期に着手するものである。

次に、「(2) 公共事業等の施工時期の平準化、適正工期の確保等」についてである。「ア 施工時期の平準化等」については、いわゆる「ゼロ債務負担行為」を設定し、端境期である年度当初の工事量を適切に確保することで、施工時期の平準化を図るものなどである。

「イ 適正工期の確保」については、年度内に完成しないことが明らかになった工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。

次に、「(3) その他」についてである。「ア 競輪事業に係る費用の追加」については、競輪事業のインターネット販売が好調に推移し、今後の売上額の見込みが当初の想定を上回るため、公営競技事業特別会計において、当たり車券の払戻金や一般会計繰出金等を増額するものである。

「イ 富士見上南畑地区産業団地整備事業の継続費の変更」については、事業用地が当初の想定より軟弱であることが判明し調整池の工事に時間を要することから、地域整備事業会計において、継続費の期間の延長と年割額を変更するものである。

「ウ 県有施設等における光熱費高騰への対応」については、昨今の光熱費高騰の状況を踏まえ、農業水利施設の省エネ化等に取り組む施設管理者への支援金の交付や、県有施設における光熱費の増額を行うものである。

次に、24ページから30ページの資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計及び公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧いただきたい。

以上が、12月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。よろしく願います。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長から説明願う。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、12月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 12月定例会の会期予定等についての(1) 質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1を御覧願う。委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、民主フォーラム2名、公明2名、県民1名、共産党1名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、民主フォーラム1名、公明1名。2日目、自民1名、県民1名、共産党1名。3日目、自民2名、民主フォーラム1名。4日目、自民2名、公明1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局から配布するので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日に当たる11月29日(金)の正午までとするので、よろしく願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとなる。したがって、質疑・質問1日目の12月6日(金)に係るものについては、一問一答式の場合は12月3日(火)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、12月4日(水)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 全国都道府県議会議長会自治功労表彰議員の氏名報告についてだが、資料2のとおり、去る10月31日、全国都道府県議会議長会から、在職25年以上の議員として89番小谷野五雄議員が、在職10年以上の議員として66番小久保憲一議員、67番立石泰広議員が、それぞれ自治功労により表彰された。

については、開会日・12月2日(月)の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

委員長

5 テレビ広報番組についてだが、資料3及び資料4に基づき、政策調査課長から説明願う。

政策調査課長

資料3、本会議のテレビ中継予定(案)を御覧願う。

これまでと同様、12月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。閉会日の委員長報告は生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。前定例会の本委員会でお伝えしたとおり、9月定例会と同様に、今定例会の開会日の生中継は行わない。

また、一般質問の録画放送に係る編集に当たり、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問から1週間後の、夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。なお、前定例会の本委員会において、宇田川委員長から報告があった「主要会派代表者討論会」について、今月12日にテレビ埼玉のスタジオにおいて収録を行った。放送日時は12月26日(木)19時からとなるが、議員の皆さまには改めて、政策調査課から電子メールにて周知をさせていただく。

続いて、資料4「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議の様態等をテレビカメラにより収録させていただき、「12月定例会ダイジェスト」として、1月19日（日）に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

6 予算特別委員会についてだが、今年度も2月定例会で当初予算議案の提出が見込まれることから、例年同様、予算特別委員会を設置し、審査を頂きたいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、12月定例会中の本委員会において、予算特別委員会の設置に向けた御協議をお願いしたいので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

7 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和6年度の策定等予定計画一覧表の変更についてである。

この件については、令和6年6月定例会招集告示日の本委員会において変更を確認いただいたが、改めて変更が生じたことから、資料5のとおり、知事から議長宛て提出された。

この件について、執行部の説明を求める。なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和6年度の策定等予定計画一覧表の変更について、説明申し上げる。

サイドボックスにある「議運資料」のうち、資料5の2枚目を御覧願う。

去る令和6年2月及び6月定例会招集告示日の議会運営委員会において、令和6年度の策定等予定計画一覧表を提出させていただいた。このたび、埼玉県こども・若者基本条例の施行等を踏まえて、一覧表の4「埼玉県こども計画（仮称）」を「埼玉県こども・若者計画（仮称）」に名称変更するものである。加えて、令和6年度に中間年度の見直しを行う5か年計画において、変更を予定している施策指標と同じ指標を設定している、一覧表の6「埼玉県男女共同参画基本計画」以降の「埼玉県環境基本計画」、「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略」、「埼玉県科学技術・イノベーション基本計画」、「第11次埼玉県職業能力開発計画」の五つの個別計画について、指標の整合性を図る必要等があるため、計画変更を行うもので、いずれも来年の2月定例会県議会において提案を予定している。

どうぞよろしく願います。

委員長

ただ今の説明について、何か発言はあるか。

< な し >

委員長

それでは、資料5のとおり変更されたので、御承知おき願う。

委員長

8 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、12月定例会開会日・12月2日（月）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >